

英国政府、「合意なき」 EU離脱の準備に関する ガイダンスを公表

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、
下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

エグゼクティブサマリー

2018年8月23日、英国政府は、英国のEU離脱(Brexit)に関し、「合意なき(No Deal)」離脱となった場合のシナリオにおいて、英国政府がとるいくつかの措置及びビジネスに対して、推奨する対策を説明した指針の第一弾を公開しました。このシナリオは、合意されたEU脱退協定及び将来の英国とEUの関係の枠組みがないまま、2019年3月29日に英国が欧州連合(EU)を離脱することを想定しています。しかし、このようなシナリオでも、英国とEUにおけるそれぞれの緊急計画の相互依存関係の数を鑑みると、英国政府はEUといくつかの合意をまだ達成可能と予想しています。

2015-2016年首相特別顧問であったEYの英国・アイルランドEU離脱戦略リーダー、マッツ・ペルソンは次のようにコメントしています。

8月23日に発表された措置は、「合意なき」離脱のシナリオが実現した場合、主に英国に輸入を行っている企業に対する摩擦軽減において役立つ可能性があります。特に、製薬業界にとって、EUの治験・認可が英国側で承認されることは安心材料になります。これは、短期的には費用のかさむ重複手続きを減らすため、一部の企業には何百万ドルの費用負担となっていたかもしれません。また、付加価値税(VAT)を国境で支払うのではなく、VATの申告処理を可能にすることで、特に小規模企業の場合、キャッシュ・フローの影響が軽減されます。税関検査に対する選択的アプローチは、国境での遅延やコストのリスクを軽減するのに役立ちます。

これらは歓迎できるものですが、これらの指針は、「合意なき」離脱のシナリオにおいて企業が直面する影響の一部だけを取り扱っており、当然ながら英国の視点からのみになります。英国税関が貨物を素通ししてもその貨物がEU側で止められ、遅延が出た場合、効果は限定的となります。「合意なき」離脱となった場合、政府は、EUに拠点を置く企業のためにも、最も大きく損害を与える摩擦を避けるためにこれらの措置のいくつかを相互的に行うよう、EUに臨むのが正当であると考えられます。

本アラートの全文は、2018年8月24日付、[EY global tax alert](#) (英文のみ)をご覧ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート・スミス	パートナー	jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
ヨアヒム・ストッブズ	パートナー	joachim.stobbs@jp.ey.com
クレア・ブル	シニアマネージャー	clare.bull@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 - 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](#) をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](#) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180913

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp